愛知労働法規事務所　行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　平成３１年4月1日～平成3５年3月31日までの４年間

２．内容

目標１：所定外労働時間を現状よりも改善する

＜対策＞

　●平成３１年4月～　所定外労働の実態の把握

　●平成３１年度～　　労使の話し合いの機会の整備

●平成３１年10月～　全体的な業務量の偏りが解消できるよう人員配置を検討

目標２：小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

年間　　　時間未満とする。

＜対策＞

　●平成３１年4月～　制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標３：育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

＜対策＞

　●平成３１年４月～　　電話やメールなどにより、休業中の従業員との連絡を密にし、業務の進捗状況の報告など情報提供し、復職しやすい環境を整える。育児休業後に従業員が復職しやすくするため、休業中の従業員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入・実施する。